

平成27年3月24日

南港冷凍物流センターの特定保税蔵置場届出書が受理されました

当社は、東京税関長よりAEO制度における「特定保税承認者」として平成23年3月11日付で承認を受け、すでに平和島冷凍物流センター、大黒冷凍物流センター、大黒第二冷凍物流センター、そしてグループの第一冷蔵平和島冷凍物流センターが特定保税蔵置場としてスタートしております。

この度、平成27年3月24日付けで大阪税関にて南港冷凍物流センターも特定保税蔵置場届出書が受理され、特定保税蔵置場として一步を踏み出すことになりました。

これからも、通関・運送・保管等の業務におけるセキュリティ管理とコンプライアンス体制を強化し、総合物流サービス企業として最高レベルのサービスをお届けすることで、お客様の満足度を最大限にまで高めることに努力して参ります。